

# 奈良県山村振興基本方針

令和8年1月

奈 良 県

## 目 次

頁

I 地域の概況	
1 振興山村の状況	4
2 自然環境に係る状況	
(1) 地理、地勢	5
(2) 気候	6
3 社会及び経済に係る現状と課題	
(1) 人口の動向	7
(2) 財政の状況	7
(3) 交通の状況	7
(4) 情報通信の状況	8
(5) 土地利用の状況	8
(6) 産業構造の動向	9
(7) 産業基盤整備の状況	10
(8) 産業振興の状況	10
(9) 近年の主な自然災害の発生状況	11
(10) 医療の状況	12
(11) 社会福祉の状況	12
(12) 文化・教育の状況	12
(13) 社会・生活環境の状況	12
(14) 移住・交流の状況	13
(15) 就業者の動向	13
(16) 自然環境や景観の保全・再生の状況	14
II これまでの山村振興対策の実施状況	15
III 振興の基本方針及び振興施策	
1 振興の基本方針	16
2 振興施策	
(1) 交通施策に関する基本的事項	16
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	16
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	17
(4) 産業振興施策に関する基本的事項	17
(5) 防災に係る施策に関する基本的事項	19
(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	20

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。） に関する基本的事項	20
(8) 文教施策に関する基本的事項	20
(9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。） に関する基本的事項	21
(10) 移住・交流施策に関する基本的事項	22
(11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。） に関する基本的事項	23
(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	23
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	24

# 奈良県山村振興基本方針書

都道府県名	奈良県
作成年度	令和7年度

この奈良県山村振興基本方針は、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の2の規定に基づいて定めるものであり、本県の山村振興対策の大綱を示すとともに、市町村が山村振興計画を定める際の指針になるものである。

## I 地域の概況

### 1 振興山村の状況

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、令和7年度現在、全39市町村のうち16市町村となっている。

平成17年4月1日に、月ヶ瀬村と都祁村が奈良市に編入合併、同年9月25日西吉野村と大塔村が五條市に編入合併、さらに平成18年1月1日に榛原町と室生村が大宇陀町と菟田野町とともに宇陀市に新設合併となり、これらの市では、都市部と振興山村を併せ持つ状況となった。このため、各種統計資料において、振興山村指定地域に限定した情報が把握しにくくなっている。本節では、平成17年度合併前の振興山村町村、又は令和7年現在振興山村を有する市町村の統計数値を、指定地域の概数として扱うこととする。

本県における振興山村の指定状況

現市町村	平成17年度合併前の町村	指定地域（現在の地域名）
奈良市	月ヶ瀬村 ○	旧月ヶ瀬村（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野）
	都祁村	旧針ヶ別所村（針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町 都祁馬場町）
五條市	西吉野村	旧宗松村（勢井、西日裏、川股、平雄、茄子原、本谷、永谷、立川渡、宗川野、西野、阪巻、城戸、川岸、陰地、津越、大峯、檜川迫）
	大塔村 ○	旧大塔村（辻堂、殿野、閉君、宇井、堂平、飛養曾、引土、清水、中井傍示、惣谷、篠原、阪本、小代、簾、中原、赤谷、天辻、中原開拓）
宇陀市	榛原町	旧内牧村（内牧、八滝、諸木野、赤埴、高井、自明、桧牧、荷阪）
	室生村 ○	旧三本松村、旧室生村、旧東里村（向渕、大野、三本松、砥取、瀧谷、西谷、竜口、黒岩、田口元上田口、田口元

		角川、下田口、室生、無山、多田、染田、小原、上笠間、下笠間、深野)
山添村		旧 <u>東山村</u> 、旧 <u>豊原村</u> （室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野、三ヶ谷、勝原、岩屋、毛原、切幡、伏拝、助命、箕輪、大塙、堂前）
曾爾村 ○		<u>曾爾村</u>
御杖村 ○		<u>御杖村</u>
吉野町		旧 <u>中龍門村</u> （香東、柳、三茶屋、小名、殿川、色生）
下市町		旧 <u>秋野村</u> 、旧 <u>丹生村</u> （仔邑、立石、才谷、広橋、丹生、長谷、谷、西山、貝原、黒木）
黒滝村 ○		<u>黒滝村</u>
天川村 ○		<u>天川村</u>
野迫川村 ○		<u>野迫川村</u>
十津川村 ○		<u>十津川村</u>
下北山村 ○		<u>下北山村</u>
上北山村 ○		<u>上北山村</u>
川上村 ○		<u>川上村</u>
東吉野村 ○		旧 <u>小川村</u> 、旧 <u>四郷村</u> 、旧 <u>高見村</u>

注：下線は、昭和 40～47 年に振興山村に指定された当時の市町村名

注：○は、町村全域が振興山村であることを示す

#### 振興山村の状況

区分	県全体 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	39	16	41.0%
面 積	3,691 km <sup>2</sup>	2,651 km <sup>2</sup> ※1	71.8%
人口	1,324,473 人	27,472 人 ※2	2.1%
若年者比率(15～29 歳)	13.4%	8.3%	—
高齢者比率(65 歳以上)	31.3%	50.9%	—

市町村数は、令和 7 年 4 月 1 日現在

面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

注：振興山村については平成 16 年、県全体については令和 7 年のデータ

人口は、令和 2 年国勢調査（総務省）

※1：平成 17 年度合併前の振興山村町村について集計、※2：振興山村について集計

## 2 自然環境に係る状況

### (1) 地理、地勢

本県は、近畿地方のほぼ中央部にあって、近畿の屋根といわれる山岳地帯を南部に持ち、周囲を緑の山々に囲まれた内陸県である。総面積は約 3,691 km<sup>2</sup>である。

地形は、概ね海拔 100m 以下の平地で構成されている奈良盆地を中心とした大和

平野地域、なだらかな山地状の地形の広がる大和高原地域及び大部分を急峻な山岳地帯で占められている五條・吉野地域の3地域に区分することができる。

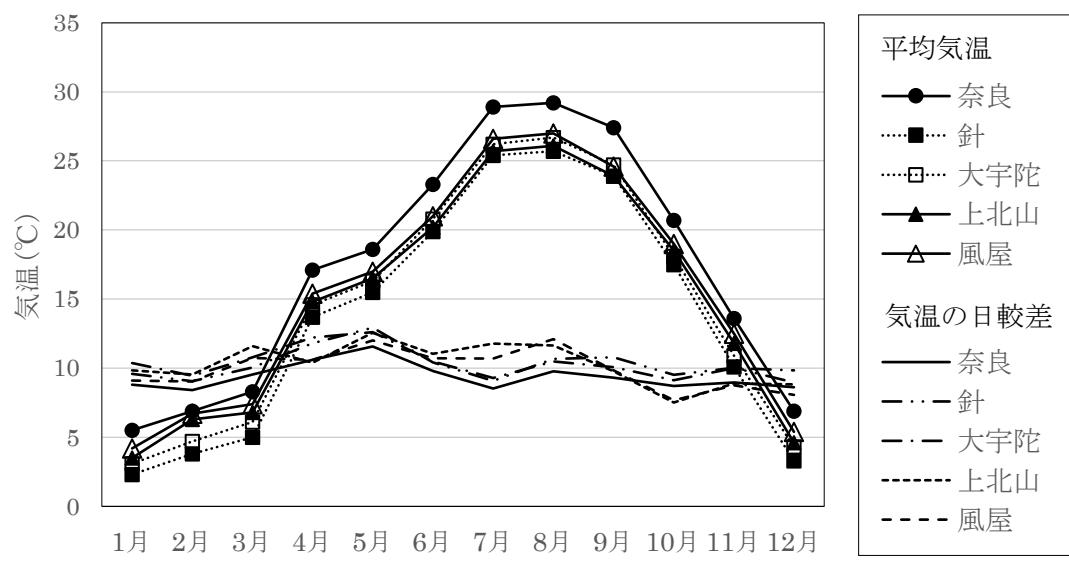
大和高原地域及び五條・吉野地域の大部分が振興山村であり、平成17年度の合併前の振興山村町村の面積は、約2,651km<sup>2</sup>（全県面積の71.8%）となっている。

## （2）気候

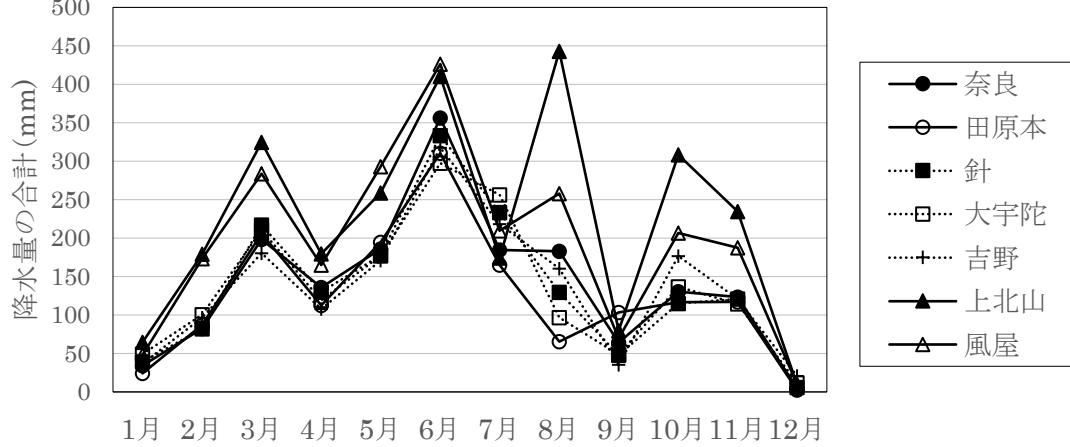
本県の気候は概ね温暖であるが、北西部の奈良盆地では内陸性気候、北東部の大和高原では内陸性気候と山岳性気候の特徴を有し、気温の日較差が大きく、夏は暑く冬は寒い。大和高原では特に冬の寒さが厳しい。

また、南部の吉野山地は山岳性気候の特徴を有する。特に、大台ヶ原を擁する南東山地は、年間降水量が3,000mmから5,000mmに達する日本屈指の多雨地帯であり、夏の雨量が極めて多く、冬は厳しい冬山の様相になる。

平均気温および日較差（R6）



降水量（R6）



令和6年気象庁データについて県産材利用推進課作成

### 3 社会及び経済に係る現状と課題

#### (1) 人口の動向

令和2年の振興山村における人口は27,472人で、県全体の人口1,324,473人に占める割合は2.1%となっている。平成27年から令和2年の5年間では4,009人減少し、人口減少が進行している。

年齢構成をみると、14歳以下の低年齢層の割合は令和2年では振興山村の人口の6.1%であり、県全体の11.6%より低く、少子化が進行している。また、65歳以上の高齢者数の割合は令和2年では50.9%となっており、県全体の31.3%を大きく上回って高齢化が進行している。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

		総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
振興 山村 ※	H27	31,481 (100%)	2,138 (6.8%)	2,928 (9.3%)	3,361 (10.7%)	8,590 (27.3%)	14,454 (45.9%)
	R2	27,472 (100%)	1,666 (6.1%)	2,285 (8.3%)	2,729 (9.9%)	6,719 (24.5%)	13,996 (50.9%)
県全体	H27	1,400,728 (100%)	184,011 (13.1%)	216,968 (15.5%)	273,861 (19.6%)	384,233 (27.4%)	341,655 (24.4%)
	R2	1,324,473 (100%)	154,271 (11.6%)	177,938 (13.4%)	207,194 (15.6%)	352,543 (26.6%)	414,576 (31.3%)

平成27年、令和2年国勢調査（総務省）

※振興山村について集計

#### (2) 財政の状況

振興山村を有する市町村の財政力指数の直近3カ年の平均は0.23で、県下平均の0.39に比べて総じて小さくなっている。また、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

市町村財政力指数（R3～R5平均）

	財政力指数
振興山村を有する市町村 ※	0.23
全県	0.39

令和3年、令和4年、令和5年地方財政状況調査（総務省）

※令和7年現在振興山村を有する市町村について集計

#### (3) 交通の状況

振興山村において道路は、農林水産物等の物流の増進による経済活動の活性化、都市との交流、日常生活の質の向上等を促進するための根幹的な施設であり、生活の基

盤を支える最も基本的な社会資本である。しかし、幹線道路においても、未だに自動車同士のすれ違いが困難な箇所が数多く残されている。また、落石や崩土による通行止めも多く、箇所によっては、迂回する道路もないことから、来訪者だけではなく、地域住民の生活にも大きな影響を与えている。

市町村道については、改良は進んできているが、経済立地条件が不利であるなかで、路線バスの減便等が進んでいる地域も見られる。

公共交通機関の路線の見直し、減便・廃止や運転手の不足等により、山村地域における日常的な移動のための交通手段の確保が困難となっている地域が増えている。このため、高齢者等が通院することや、学生が他地域に通学することが難しい状況であり、人口流出の一因となっている。

また物流について、商店の閉店等により身近において買い物が出来ないといった地域も増えつつあるなかで、通信販売などは重要な買い物のための手段であるが、運送業界における運転手の不足により、振興山村への適時の物流が危ぶまれる状況である。生活の利便性を確保するうえで、物流を含む交通サービスが適切に提供される必要がある。

#### (4) 情報通信の状況

近年、情報通信基盤の整備が進んでいるものの、振興山村の一部の生活道路や観光地等の人が集まる場所において携帯電話を利用できない地域が依然として存在している。

振興山村は特に顕著な人口減少下にあるため、人手不足を補う観点において特にデジタル化によるデジタル・トランスフォーメーションの進展が求められるため、携帯電話基地局等の整備を促進する必要がある。

また、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るため、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進めることが併せて課題である。

#### (5) 土地利用の状況

振興山村における総土地面積に占める経営耕地面積は 1.0% であり、県全体の 2.9% と比較すると低くなっている。また林野率は 91.0% であり、県全体の 76.8% と比較すると高くなっている。このため、振興山村では耕作可能面積や可住地が限られていることから、地理的条件に応じて効率的に土地を活用することが求められる。

## 土地利用の状況

(単位 : ha)

		総土地面積	耕地面積				林野面積
			計	田	畠	樹園地	
振興山村 ※	H27	265, 140 (100%)	2, 988 (1. 0%)	1, 042 (0. 3%)	256 (0. 1%)	1, 691 (0. 5%)	241, 241 (91. 0%)
	R2	265, 140 (100%)	2, 594 (1. 0%)	840 (0. 3%)	312 (0. 1%)	1, 443 (0. 5%)	
県全体	H27	369, 094 (100%)	11, 796 (2. 9%)	8, 424 (2. 0%)	1, 040 (0. 3%)	2, 331 (0. 6%)	283, 478 (76. 8%)
	R2	369, 094 (100%)	10, 528 (2. 9%)	7, 290 (2. 0%)	1, 204 (0. 3%)	2, 035 (0. 6%)	

総土地面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

注：振興山村については平成 16 年のデータ、県全体については平成 27 年、令和 2 年のデータ

耕地面積は、2015 年、2020 年農林業センサス（農林水産省）における経営耕地面積

林野面積は、令和 5 年現森林環境課調べ

注：林野面積については、令和 5 年のデータ

※平成 17 年度合併前の振興山村町村について集計

### （6）産業構造の動向

第一次産業である農林業について、農業では、農業者の高齢化が進行している。主な農産物は米で、地域特性を生かした野菜や果樹、園芸作物等も生産されている。国際競争・地域間競争による低価格・高付加価値への対応等、多くの課題を抱えている。

林業では、木材需要の低下や木材価格の低迷等による経営意欲の減退のため、林業従事者が減少している。このため、間伐等の手入れが不足した施業放置林が増加している。

第二次産業である工業では、農作物や木材など地域の資源を活用した加工食品や木工品等の製造が行われており、首都圏や海外への販路開拓にも取り組んでいる。近年は移住を伴う起業もみられるが、経営者の高齢化による後継者不足も課題となっている。

第三次産業である観光業では、振興山村は自然環境など観光資源に恵まれており、観光客は、コロナ禍で一時期減少したものの、近年は回復傾向にある。

### 産業別生産額の動向

(単位：百万円)

		全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
振興山村 ※	H28	1,784,638 (100%)	6,347 (0.4%)	340,109 (19.1%)	1,438,182 (80.6%)
	R3	1,884,640 (100%)	8,430 (0.4%)	417,365 (22.1%)	1,458,845 (77.4%)
県全体	H28	6,140,199 (100%)	10,151 (0.2%)	1,977,465 (32.2%)	4,152,583 (67.6%)
	R3	6,089,635 (100%)	14,889 (0.2%)	1,857,391 (30.5%)	4,217,355 (69.3%)

平成28年、令和3年経済センサス（経済産業省）

※令和7年現在振興山村を有する市町村について集計

#### (7) 産業基盤整備の状況

農地については、使用されない農地を農地バンクによって集積し、新たな借り手により有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。食料・農業・農村基本法改正を受け、地域計画の策定が進んでいるが、その中で遊休農地の活用を上手く進めるとともに、各地域において地域計画に沿って活用を進める必要がある。地域の農業が将来に向けて、生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等を推進する必要がある。併せて、農地・農業用水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能を適切に発揮するため、農業用ため池や排水施設の整備を行いう必要がある。

林地については、所有者の特定が難しい森林や経営意欲の無い森林について、市町村毎に森林環境譲与税を活用して森林の境界確定や間伐等の森林整備を進めている地域が見られる。そのため、森林環境譲与税を活用した取組に係る市町村の事務負担の軽減が課題である。

また、林業従事者が減少する中においても、県産材を安定供給できるよう生産性を向上させる必要があり、そのためには引き続き林業の機械化や路網の整備を進める必要がある。

#### (8) 産業振興の状況

振興山村においては、基幹的産業である農林業をはじめとする、産業の振興による安定した就業の場と所得の確保が必要となるが、農林業等の長期の低迷・不振による就労機会の減少が、若年人口流出の一因となっている。

農業では、営農者の高齢化や労働力不足が顕著であるなかで、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積と分配、スマート農業の導入等による

負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組や投資が必要となっている。また、近年、園芸作物や果樹を中心として新規就農者が徐々に増えつつあるが、その定着を支援するとともに、継続的な新規就農者の確保・育成を促進する必要がある。

林業では、これまで森林整備を担ってきた林業従事者の、高齢化に伴う引退等による減少に対して、新規林業従事者の確保や、林業従事者を常用雇用する林業経営体の育成が課題となっている。

また農林業等の生産活動を行ううえでは、イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農林産物等への被害は大きな支障となっている。鳥獣被害は、収益性の低下や精神的負担のほか、農林業者の生産意欲の低下に伴う耕作放棄地や施業放置林の増加などにつながり、山村の景観や農業及び森林の有する多面的機能の低下を招く一因となっている。これらの対策のひとつとして、ハンターによる狩猟や有害捕獲を後押しし、獲物をジビエとして活用する取組を、産業振興の一環として行うことも重要である。

製造業では、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。

また製造業や観光業等では、既従事者の安定的な生活の確保の観点のほか、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。加えて、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。観光を主産業とする地域においては、山村が有する価値や魅力、滞在する良さについて効果的な発信を図るとともに、新たな観光資源の発掘や創出を図る必要がある。

この他、再生可能エネルギーについては、山村の有する豊富な森林資源の活用方法として、木質バイオマス発電や地域の温浴施設の燃料として利用する、地域内エコシステムの取組が行われている。一方で、これらの施設へ持続的、安定的に原木等を供給する体制づくりが課題となっている。

#### (9) 近年の主な自然災害の発生状況

振興山村は、主要河川の上流に位置し、傾斜地の多い地域がその大部分を占めている。特に、大台ヶ原を擁する南東山地は日本屈指の多雨地帯であり、大雨による洪水被害が生じやすい地域である。

平成 23 年の紀伊半島大水害では、南部・東部地域において、台風第 12 号の接近により、降り始めから 4 日間の総降水量が、多い地点では 2,436mm に達した。

また、深層崩壊や河道閉塞が発生したほか、土砂の崩壊による道路の欠損により、五條市、野迫川村、十津川村の一部地域が孤立状態となり、地元住民への救援物資の搬送が課題となった。

また近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨においても、一部地域では数日間にわたり物流が途絶えることとなった教訓を踏まえ、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。山村での災害復旧は困難度が高く、一般地域に比べ時間が掛かることから、国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靭化に資する取組の充実が求められる。

## (10) 医療の状況

振興山村では、著しく高齢化が進んでいることから、高齢者の複合的疾患に対応した医療提供体制が求められる。

本県では、振興山村を有する市村が計 16箇所のへき地診療所をはじめ、医療が不足する地域に診療所を設置・運営し、特にへき地診療所については県と協力して医師を確保している。人口減少に伴い診療件数は年々減少しているものの、医療の提供は山村の生活を支えるために必要不可欠である。

医師確保については、村が独自に確保した医師の高齢化が進んでおり、様々な方法で医師確保を進めるとともに、へき地診療所についてはへき地医療支援機構を中心として、へき地医療拠点病院や県立医科大学が連携協力し、グループ診療などの方法も交えて医療提供体制を維持している。

また、緊急時にも山村から短時間で高度医療にアクセスできるよう、ドクターへリを活用した迅速な救急搬送体制を整えている。

## (11) 社会福祉の状況

高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、特別養護老人ホーム等の施設の不足や、その従事者の人手不足により、各サービスの提供体制が十分でない地域がある。

人手不足により、障害福祉事業所の維持や、要介護者に対する訪問サービスの提供や運営が困難となっている地域がある。

## (12) 文化・教育の状況

振興山村では、少子化や人口の流出に伴い、複式学級や学校の統廃合が生じている。1学級当たりの児童・生徒数が少なく、きめ細かな教育が行われているが、集団での学びの機会が減少している。へき地教育の充実については、教育の機会均等の趣旨を踏まえ、デジタル技術を活用したオンライン授業の活用等、地理的条件の不利性を補うツールによる環境の整備が課題である。また併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。

地域文化資源については、振興山村では、豊かな自然とともに「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された大峯奥駈道と熊野参詣道小辺路のほか、伊勢街道などの古くからの道や、寺社などの貴重な歴史的資産、古くから地域に根付いてきた独自の生活文化、伝統芸能等、ポテンシャルの高い地域文化資源を有している。文化財建造物、史跡や美術工芸品といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。

## (13) 社会・生活環境の状況

振興山村の多くは、空き家、空き店舗が多く、広大な面積の中に集落が散在し、しかも日常生活を営む生活圏が狭隘で多岐に分割されており、少子・高齢化の進行や若

年層の流出による人口の減少、「65歳以上の高齢者の占める割合が半数以上の集落」の存在等により、地域社会を維持する不安や地域活力の低下など、厳しい課題に直面している。

空き家・空き店舗の対策、生活交通の確保、共有地や水源の管理、共同作業の維持のためには、住民と住民、住民と行政の強力なパートナーシップが不可欠である。一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスによる空き家の提供が進められている。

また、人口流出の抑制や振興山村への移住者の定着を促すうえで、住民が他地域と格差なく安心して暮らすことが出来る環境を維持することが重要である。感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることが課題であるほか、住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、生活に欠かせない施設の充実、買い物をしやすい環境づくりや、高齢者の見守りなどを行う地域の共同活動の維持・創出が課題である。

#### (14) 移住・交流の状況

振興山村では、農林業への新規就業等を契機とした他地域からの移住の促進に取り組んでいるが、人口が増加するまでには至っていない。

地域経済の活性化や賑わいの維持・回復等を図るために、関係人口を増やす取組や、UターンやIターンをはじめとした移住、あるいは二地域居住等の促進が重要である。このため、山村の情報発信や、他地域からの観光客やリピーターを呼び込む取組、二地域居住を促す体験機会の創出等の推進、移住者等の生活環境の充実を図る必要がある。

#### (15) 就業者の動向

産業別就業者については、振興山村における第一次産業就業者の割合は12.7%、第二次産業就業者は22.7%、第三次産業就業者は62.1%で、特に第一次産業就業者の割合は、県全体の0.6%に比べると20倍以上に及んでいる。

一方で、振興山村においては、過疎化、少子・高齢化の進行や基幹産業である農林業の長期的な低迷等によって、担い手の減少が深刻な問題となっている。医療・福祉・教育といった公共サービスの質が低下したり、金融機関等の生活必需サービスが衰退・撤退した場合、更なる人口の流出が懸念されることから、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。

振興山村において、集落の維持や、文化の継承、公共サービス等の提供、住みやすい環境の維持・継続、また産業を振興させるためにも、企業等におけるソフト・ハード面で良好な雇用環境の創出や、研修等による人材育成の充実等により、就業者を確保する必要がある。

### 産業別就業者数の動向

(単位：人)

		全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
振興山村 ※	H27	14,225 (100%)	1,986 (14.0%)	3,299 (23.2%)	8,615 (60.6%)
	R2	12,393 (100%)	1,569 (12.7%)	2,810 (22.7%)	7,700 (62.1%)
県全体	H27	452,785 (100%)	15,469 (3.4%)	100,389 (22.2%)	336,927 (74.4%)
	R2	494,862 (100%)	3,159 (0.6%)	106,997 (21.6%)	376,522 (76.1%)

平成27年、令和2年国勢調査（総務省）

※振興山村について集計

### (16) 自然環境や景観の保全・再生の状況

振興山村は、主要河川の上流に位置し豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有している。加えて、美しい景観は日々の暮らしに潤いを与えるとともに、他地域からの移住や交流を促す魅力の一つとしても重要であり、それぞれ固有の自然環境や景観の維持管理に関する取組が行われている。一方で、自然環境へ悪影響を及ぼす可能性がある事態として、林地での無秩序な開発、皆伐跡地へ再造林が行われないこと、自然災害による自然の回復能力を上回る崩壊等があり、これらに対しては、未然防止や自然環境の回復を図る取組を行う必要がある。

## Ⅱ これまでの山村振興対策の実施状況

昭和 40 年に山村振興法が制定されて以来、本県の振興山村においても第一期から平成 26 年度までの第六期の山村振興対策をはじめとして、数々の事業が実施されてきた。その結果、産業基盤、生活環境等の整備について一定の成果を上げることができた。

その後、平成 27 年度に山村活性化支援交付金が新たに開始され、地域資源を活用した商品開発等のソフト面での対策により、所得や雇用の増大等、地域振興に寄与している。

### 山村振興等農林漁業対策事業等の実績

(単位 : 千円)

市町村名	事業費（実績）						
	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期
	S41～50年度	S48～56年度	S55～H5年度	H4～12年度	H11～19年度	H19～26年度	H27～R7年度
奈良市							
月ヶ瀬村	19,795	-	275,000	-	133,400	-	815,394
針ヶ別所村	-	13,175	275,000	-	126,949	-	
山添村							
東山村	23,175	72,300	275,000	-	19,370	-	-
豊原村							
宇陀市							
内牧村	-	12,374	-	-	-	254,940	671,974
三本松村	-	147,653	275,000	-	269,800		
曾爾村	25,753	72,390	275,000	-	158,320	-	-
御杖村	26,325	100,718	275,000	-	286,708	1,210,112	-
吉野村							
中竜門村	15,031	51,909	200,000	410,390	-	-	-
下市町							
秋野村	-	54,080	-	18,000	-	-	-
丹生村							
黒滝村	12,296	63,161	200,000	213,000	-	-	67,210
五條市							
宗桧村	15,810	38,085	275,000	440,700			286,975
大塔村	12,553	71,094		586,666			
天川村	21,316	89,138	275,000	209,000	-	-	613,137
野迫川村	17,416	103,096	275,000	198,340	89,000	-	1,271,456
十津川村	87,851	296,354	500,000	617,030	201,100	-	-
下北山村	20,084	51,909	-	290,400	-	-	-
上北山村	22,997	93,418	275,000	-	150,600	-	766,699
川上村	30,000	-	350,000	290,700	230,550	-	3,594,087
東吉野村							
小川村	28,079	95,371	350,000	428,600	-	-	243,672
合 計	378,481	1,426,225	4,350,000	3,702,826	1,665,797	1,465,052	8,330,603

昭和 41 年度から平成 21 年度までは、山村振興農林漁業対策事業の実績について現県産材利用推進課調べ  
平成 22 年度以降は、山村振興対策事業等の実績について現県産材利用推進課調べ

### III 振興の基本方針及び振興施策

#### 1 振興の基本方針

本県の振興山村においては、所得及び生活環境の面で都市地域との格差が残っている。また、若年層を中心とする人口の流出と出生率の低下による少子・高齢化が進行し、就業者不足、後継者不足が山村の農用地や森林等の管理水準の低下を招き、山村の景観を悪化させ、農地及び森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に支障を来す恐れがある。

県土の保全をはじめとする、振興山村の担っている重要な役割が維持されるように、定住人口の確保に努めることが必要となる。

令和7年4月に山村振興法の一部を改正する法律が施行されたことから、今後の山村振興に当たっては、これら法改正の趣旨を踏まえ、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、都市住民を含めた県民全体がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ること、また、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を活かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住促進を図ることが重要である。

このような観点から、山村振興対策の適切かつ円滑な運営を図るために必要な基本方針を定める。

#### 2 振興施策

##### (1) 交通施策に関する基本的事項

振興山村内外を有機的に連携する国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の整備を引き続き推進し、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるように配慮する。

山村における高齢者及び児童・生徒等の日常生活にはバス等の交通サービスが不可欠であるため、広域的・幹線的バス路線の維持、利用環境整備等、民間事業者や市町村営などによるバスの運行を引き続き維持・推進する。また、乗合タクシー、ライドシェア等の導入により、交通空白の解消を促し、地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化を促進する。

##### 主な施策

- ・産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・地域の関係者の連携・協働による持続可能な公共交通サービスの構築の促進
- ・バスの維持やライドシェアの導入等生活交通の確保への支援
- ・物流の効率化や、物流の維持・確保に向けた取組の促進

##### (2) 情報通信施策に関する基本的事項

安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、医療・福祉、教育、防災など様々

な分野で先端的な情報通信技術の活用の実現を促すとともに、デジタル社会の形成を促進するために必要なひとつくりや先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に資するよう、次のように通信体系の充実化を進める。

県等が出資する第3セクターにより整備した高速大容量通信が可能な山間地域17市町村のCATV網を有効に活用してきたところであり、今後も市町村及び第3セクターとともに山間地域の安全・安心の確保、交流及び地域振興等に有効に活用していく。

また、携帯電話については、災害時等における緊急連絡の手段としての有用性が高いため、本県においては過疎地等における移動通信用鉄塔施設の整備を推進してきたが、一部の生活道路や観光地等の人が集まる場所において不感地が残ることから、引き続き、国、通信事業者、市町村と調整を図りエリア外地域の解消に努めるとともに、無線通信の高度化（5Gの整備）についても条件が不利な山村地域と都市部の整備が偏りなく実施されるよう、国、事業者に働きかけ、整備促進につなげる。

### 主な施策

- ・振興山村の自立的かつ持続的発展に資する情報通信基盤の整備促進
- ・デジタル技術の活用による生活支援とデジタルデバイド解消のための取組支援

## （3）産業基盤施策に関する基本的事項

農業については、耕作可能面積が少ないという地形条件に加えて、国際市場、他地域との競合、後継者不足、鳥獣被害などにより、取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、農業が有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進していく。山村の条件不利性の補正に向け、農地や農業水利施設の整備を推進するとともに、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等、きめ細かな基盤整備を推進する。

林業については、森林の整備及び保全、素材生産及び流通の効率化を図るための林道等の生産基盤が不可欠であり、森林の機能に応じた適切な路網整備を促進する。その際重要となる基幹的な林道（山村振興法第11条における「基幹道路」）の新設及び改築については、山村振興計画に基づき、県が代行して整備することができるものとする。

### 主な施策

- ・ほ場整備、水利施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、ため池等の防災対策、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進
- ・計画的な森林整備を推進するための林道等の路網整備の促進

## （4）産業振興施策に関する基本的事項

農林水産業については、生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地

場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。併せて、担い手の育成・確保を促すとともに、6次産業化を推進する。

また、農林水産物のほか文化・歴史、森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。

農業については、企業感覚に優れた経営者の育成や、農業経営の法人化を通じ、多様な経営展開を進めていく。また、地域農業のシステム化を図り、農地の有効利用を促進する。

森林の整備及び保全の推進については、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の対策や里山林の保全活動等を促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。

林業については、生産性の向上と労働環境の改善を図るため、高性能林業機械等の研修を行い、オペレーターの養成や機械化作業システムの構築や林業従事者の育成・確保に取り組む他、外部有識者の知見を活用するなど、林業経営体の経営基盤の強化に努める。木材産業については、木材の需要拡大を図るため、乾燥材・JAS材の普及や木材製品の高付加価値化等を推進する。

イノシシ、シカ等一部の鳥獣被害については、ICT機器の活用による捕獲作業の負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村が作成する被害防止計画の遂行を支援する。

また、併せて、県内産ジビエの需要拡大に向けた加工施設の導入や認知拡大のための普及を図る。さらに、過疎化、高齢化の進む振興山村で、これらの対策を継続して有効なものとするため、地域や行政、農林水産業関係団体等が連携した地域協議会等の取組を推進する。また、観光客、都市住民に対して、ゴミ捨てや餌付けの禁止を広報して協力を求めたり、追い払いなどの威嚇行為の趣旨についてのPR活動など、理解と協力を求める活動を行ったり、鳥獣害に対する知識を集積し、地域が共有するシステムづくりなど、野生鳥獣による被害を防止するための集落ぐるみ、地域ぐるみの対策を促進する。

観光・地域資源については、振興山村には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、十津川温泉、曾爾高原のススキなど認知度の高い観光資源や、認知度は低いものの、祭りや伝統芸能、郷土料理など、観光資源となりうる魅力的な地域資源が多数存在している。これらの恵まれた自然環境や歴史的・文化遺産、伝統文化等を活用して、「アウトドア・スポーツツーリズム」や「グリーン・ツーリズム」、「エコツーリズム」に取り組み、参加体験型観光メニューの創出及び宿泊施設の整備を行い、ニーズの多様化に対応した観光産業の振興を推進する。

再生可能エネルギーについては、水力、太陽光等の自然エネルギー、農林業等の生産・加工の過程における副産物等のバイオマスや、未利用間伐材を用いた木質バイオマスの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境に配慮するものとする。

## 主な施策

- ・農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境の改善
- ・作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・農林水産物の高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・地域の特性を生かした特産物の開発、販路拡大
- ・農用地、林地の保全推進
- ・地域の農業所得確保に向けた計画の策定・実践の促進
- ・高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直等による経営多角化の推進
- ・酪農ヘルパーなど経営支援組織の育成・活用
- ・農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- ・森林施業の集約化の推進
- ・県産材利用の促進
- ・野生鳥獣の生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策
- ・野生鳥獣被害対策における捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・鳥獣防護柵や網等の設置による農林業被害の防止・軽減
- ・地域の特性を生かした観光業の振興促進
- ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

### (5) 防災に係る施策に関する基本的事項

山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保し、山村の有する多面的機能の發揮を図るため、間伐及び主伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業や、その実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。また、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

振興山村は、主要河川の上流に位置し、傾斜地の多い地域がその大部分を占めている。特に、大台ヶ原を擁する南東山地は日本屈指の多雨地帯であり、大雨による洪水被害を生じやすい地域である。そのため土砂災害の危険箇所等について、周囲の景観や自然条件に配慮しながら、地すべり、砂防、治山、治水などの防災対策を推進する。また、平成23年9月の紀伊半島大水害により大きな被害を受けた道路、河川等の復旧は、平成26年度までの「集中復旧・復興期間」内に概ね完了したが、一部の関連工事については、引き続き、着実に進めている。

近年の頻発・激甚化する土砂災害から、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支える真に必要な対策を推進するため、「奈良県土砂災害対策施設整備計画」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定や自主防災組織等の地域防災対策の充実によるソフト対策と、砂防えん堤の設置や斜面対策などによるハード対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策に取り組む。地域住民の適切な避難については、インターネットや携帯電話を活用した、雨量や水位の河川情報や土砂災害に関する防災情報の提供、ハザードマップの配布、避難訓練の支援などにより、地域の防災体制の充実を図る。

水害、風害等の各種災害の防除・軽減については、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。あわせて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

#### (6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

医師、看護師等の不足による医療機能の低下は、振興山村にも大きな影響を及ぼすことから、限られた医療資源の効率的な活用を図るために、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の連携を強化し、へき地医療の充実を図る。

医療資源の乏しいへき地においては、診療所の設置・運営、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施により、当該地域での医療提供体制を維持するとともに、医療機関間の連携体制を構築し、ドクターへリ等を活用した救急搬送体制を維持することで、当該地区における医療の確保を図る。

#### (7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

振興山村では既に超高齢社会が到来しており、今後さらに75歳以上の後期高齢者の割合が高まるとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦だけの世帯、要支援・要介護高齢者の増加が見込まれる。高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安心・安全に社会参加活動を行いながら自立して暮らしつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進する。さらに、地域住民が共に支え合う社会の形成をめざして、行政と地域住民が一体となって要支援者をサポートする地域包括ケアシステムの確立、ボランティア活動の推進、社会福祉協議会活動の活性化に努め、住民参加型の地域福祉活動を振興する。また、県民それぞれが自分に合った方法で健康づくりに積極的に取り組む状況を実現する。

児童福祉の増進及び子育て環境の確保については、人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉施設の整備等を推進する。

#### 主な施策

- ・人材育成や施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- ・介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- ・生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進
- ・保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備等の促進
- ・地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・安心してこどもを生み育てられる保育サービスの充実化

#### (8) 文教施策に関する基本的事項

良好な教育環境の確保と教育諸条件の整備を図るために、教職員配置の充実、複式学級編制基準の改善、学校施設の整備等を推進する。特に、小規模校におけるこれらの

教育条件の改善に配意する。さらに、より一層の教育環境の充実を図るため、公立小・中学校のICT技術を活用した教育環境の整備を引き続き推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒の小・中学校への通学のための交通手段の確保を促進させる。

また、地域住民の学習活動、社会教育活動等の拠点となる集会施設、体育施設、社会教育施設等の地域の実情に応じた整備を進めるとともに、これらの施設におけるソフト面での充実や相互利用の促進により、有効な活用を図る。

地域文化資源については、地域住民が誇りのもてる魅力的な地域づくりを実現するために、保存・継承のための取組を積極的に推進するとともに、地域自らが行う資源の掘り起こしや、創出するための活動を支援する。さらに、イベントの開催等により他の地域との積極的な文化交流等を深め、多様な媒体を活用した都市等への情報発信により地域文化の活性化を図る。

### 主な施策

- ・教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・小・中学校の校舎、公民館や体育・スポーツ施設等整備
- ・小・中学校のスクールバス等購入や遠距離通学費の支援
- ・文化財建造物、美術工芸品、史跡、遺跡、民俗文化財や祭り等の歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用
- ・食文化、伝統芸能等の伝承の支援

### (9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

これまで各種公共施設や市町村道、農林道等道路網の整備など社会資本の整備を推進し、定住環境の向上に努めてきたところであるが、空き家・空き店舗の対策や生活交通の確保、共有地や水源の管理、共同作業の維持のためには、住民と住民、住民と行政の強力なパートナーシップが不可欠である。また「集落支援員」や「地域おこし協力隊」制度の積極的な活用を促進し、地域社会の担い手の育成や誘致を進める。

集落機能の基盤整備については、山村における住民の生活環境を改善し住民生活の安定を図るため、空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等における快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設、及び廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備、福祉・保健・医療の充実、教育・文化の充実を推進する。

集落機能の維持向上については、山村の多面的機能の発揮を図るため、買い物等へのアクセスの確保、高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援、及び地域運営組織（RMO）の形成への支援により、地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、及び集会所等の生活環境の整備を一層促進することを基本とする。なお、基礎的な公共サービスの提供が著しく困難な集落については、住民の意向を尊重し、かつ行政の効率性にも配意して、集落の再編や集落間の連携等を促進する。

また集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特別措置法

に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

### 主な施策

- ・水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設の整備促進
- ・集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備推進
- ・集落間を繋ぐ道の維持管理の促進
- ・農村 RMO の形成の促進
- ・買い物困難者支援のためマイクロスーパーの設置や買い物支援バスの運営を促進

### (10) 移住・交流施策に関する基本的事項

少子・高齢化による人口の自然減や人口の流出に歯止めがかからないなか、他地域からの移住とともに、二地域居住や地域間交流を併せて推進していくことが地域を維持するための担い手の確保の面で重要である。

移住又は二地域居住については、新たなライフスタイルを実現する場として振興山村を選択する都市住民が増加する傾向にあることから、これら UJI ターン者の受け入れや若年者の定住を促進するため、各市町村の受入体制整備を支援する。これらの生活環境の整備については、買い物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援、地域運営組織（RMO）の形成への支援により、地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道や集落防災安全施設、集会所等の整備、生活環境整備を一層促進することを基本とする。また移住に关心のある人々に対する山村の特性・魅力、移住又は二地域居住の受け入れ態勢等に関する効果的な情報発信や大学を卒業する学生に対し UJI ターンを促す取組を推進する。

地域間交流については、都市部と山村において個性の異なる人、モノ、情報の交流を活発化させ、交流人口の増加を図る。移住又は二地域居住をしようとする者の来訪や滞在、及び地域間交流の促進については、地域資源の発掘・再評価による誇りある魅力的な地域づくりの推進、積極的な情報発信、都市部との友好都市提携、農泊や農林水産業体験、こども向けの農山村体験や山村留学の機会を提供する取組を促進する。こういった取組において、公衆の保健又は教育のためにも、森林空間を活用した体験サービスの提供等、森林の有する環境保全や癒しといった価値を活かした取組を支援する。

参加・体験型の観光交流については、アウトドア・スポーツツーリズムやグリーン・ツーリズム、エコツーリズム、地域産業に関する各種体験など、地域の特性を活かしたイベントを開催するとともに、来訪者の視点に立ったわかりやすい観光案内板や案内標識板等の整備により情報提供を行う。

### 主な施策

- ・移住又は二地域居住の促進のために必要なインフラ整備の実施
- ・大学卒業後に地方移住する学生への支援
- ・農村 RMO の形成促進
- ・振興山村に関する一元的な情報発信

- ・自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・森林のレクリエーション機能の強化
- ・アウトドア・スポーツツーリズム、グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進及び人材の育成

#### (11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るために、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

担い手の確保については、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや豊富な経験・技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進する。担い手等の育成については、各産業における知識や技術を習得する機会を充実させ、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

山村外からの担い手の確保については、他産業を退職し農林業等へ就労する中高齢者や UJI ターン者、新規参入者などへ、定住促進住宅や既存住宅の活用等による就労支援を進め、都市部からの定住者の増加を推進する。移住希望者に対しては、地域での暮らしらしがイメージできるような情報を提供するほか、市町村と地域が一体となった支援を促進し、スムーズな移住を図る。

#### 主な施策

- ・農林水産業就労に関するハローワークとの連携
- ・特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・高齢者の活動の場の確保
- ・認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・地域の森林経営を推進する林業経営体の育成と新規参入の促進
- ・就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・奈良県フォレスターアカデミーにおける森林環境管理士及び森林環境管理作業士の育成

#### (12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

振興山村における自然環境は、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有するほか、暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、自然環境や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に務める。

森林については、林道等の生産基盤整備、間伐等の適切な森林整備を進め、森林の有する多面的機能の維持増進を図る。特に、放置され荒廃が著しい森林については、森林環境譲与税や奈良県森林環境税を活用して森林の環境保全に努める。

農用地については、農道等の生産基盤整備、適切な農業生産活動、農地流動化や作業受託等の利用調整の推進などにより農用地の有効利用を図り、耕作放棄地の発生を防止し、農業の有する多面的機能の確保を図る。

### **主な施策**

- ・自然公園等での自然環境の保全や、消失した自然生態系の再生
- ・地域の個性や特性を生かした景観形成の促進
- ・森林環境譲与税や奈良県森林環境税を活用した森林の環境保全

## **IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連**

本県の振興山村の多くは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、奈良県過疎地域持続的発展方針及び同計画が策定されているほか、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく紀伊地域半島振興計画、及び奈良県南部・東部振興基本計画が立てられている。これらのほか、奈良県地域防災計画、奈良県国土強靭化地域計画等との整合を図りながら、本県における振興山村の振興施策を展開するものとする。